資料３

令和２年度第１回　新宿区労働報酬等審議会　議事概要

開催日時 開催場所	令和２年１１月　９日（月）　午前１０時から 新宿区役所本庁舎４階　４０１会議室（入札室）
出席委員	六　田　文　秀　　会　長 石　川　光　子　　副会長 角　谷　美　樹　　委　員 清　水　英　世　　委　員 森　ま　り　子　　委　員 八　木　信　男　　委　員
次　　第	１　委員委嘱 ２　開　　　会 ３　諮　　　問 ４　議　　　事 ５　そ　の　他 ６　閉　　　会
委員の退任と 新規委員の委嘱	➢　中臺委員が退任し、森委員の新規委嘱
諮　　問	➢　令和３年度労働報酬下限額の設定について、区長から会長へ諮問 （諮問文は総務部長が会長へ手渡した。）
議　　事	➢　令和３年度労働報酬下限額の設定について ●　資料に沿って諮問事項の説明（契約管財課長） ➢　質疑応答 ●　昨年度は令和元年特別区人事委員会勧告に基づいて、給与改定率０．５８％の引き下げを行ったが、初任給については給料月額を据え置いている。今回さらに据え置きということは、下限額が初任給相当額の１，１００円という目標水準に近付いているとは考えられないのでなないか。（委員） ●　今回の資料では金額を変えていないが、あくまでも初任給相当額は目指している。（契約管財課長） ●　昨年度の議論ではオリンピック・パラリンピック後、消費税増税後の反動を踏まえ、経済の落ち込みが考えられる中で、下限額を１，１００円を目標とするという議論があった。この状況の中、その上昇を控えていた分だけ、他区に置いてかれている状況になっている。また、コロナの影響で新宿に人が集まりにくくなっていることを懸念している。新宿ブランドが落ちているため、新宿で働きたいという雰囲気を作る必要がある。委託業務でサービスを提供するのは人であり、労働条件、特に賃金は人を引き付ける要因でもあるので、新宿区として踏み込んだ数字を出す必要がある。１年２年先を見据えて最低でも他区と同水準に持っていく必要がある。（委員） ●　工事請負契約に関して、参考２における昨年度との構成比の違いは、コロ

	ナの影響によるものなのか。（委員） ● 労働環境確認報告書の数値を拾っているため、個別具体の要因までは踏み込めていない。ただ、工事に関しては国土交通省や東京都が示した感染症対策のガイドライン等があるので今委員ご指摘の部分もあるかと思われる。（契約管財課長） ● 引き続き公共工事設計労務単価の９０％を維持していることは評価できる。また、質問だが「参考６」の２３区平均１．０３７円とはどのような計算に基づいているのか。（委員） ● 「参考６」の２３区平均は、公契約条例を制定していない自治体を含めての平均である。（契約管財課長） ● 委託の方でもコロナの影響は考えられるのか。委託契約の金額について資料等があればお示しいただきたい。（委員） ● 資料としては用意していないが、委託契約・指定管理協定における労働報酬下限額は、１，０５０円が一番多く約４０％、それ以外だと１，０５１円から１，１００円が約１４％、合わせて約半分以上を占めている状況である。（契約管財課長） ● コロナの影響で中・小規模企業の経営が非常に厳しく、東京商工会議所も昨年比の３倍以上の相談・問い合わせを受けている。コロナの影響が長引き、回復の兆しが見られない状況である。今年の春に金融機関等から融資を受けた企業は、まだ据置期間中なので返済が始まっていないが、返済が始まった途端に非常に厳しい状況になる。このような中、最低賃金に関しては引き上げる状況にないのではないか。（委員） ● 建設業界としては、コロナのクラスターを非常に心配している。巷では飲食業が話題になっているが、建設業においては一つの現場に２，０００人以上が働いており、クラスターが発生すると大変である。将来の景気が見通せない状況なので、現在労働報酬下限額を変更するのは得策ではない。現行の労働報酬下限額を維持し、その金額で企業が対策、方針を練っていくしかない。（委員） ● 各委員がそれぞれの視点で発言いただき感謝する。次回審議会では答申をまとめることになるので、次回の審議会までに質問・意見等を事務局に寄せて、次回の審議会で答申に向けてさらに議論を深めていきたい。（会長） ● 今回の皆様の意見を参考に次回の審議会を迎えたい。（副会長） ● 次回の審議会は１２月中旬を予定しているが、まだ月例給の特別区人事委員会勧告が出ていないので、それを見据えて日程を調整していきたい。ご質問やご意見がある場合には、１２月４日（金）までにメールかＦＡＸをいただきたい。（契約管財課長）
そ の 他	➢ 今後のスケジュール ● １２月４日（金）までに本日の諮問に対しての、質問・意見の受付 ● １２月中旬予定の第２回新宿区労働報酬等審議会において答申文を決定